

令和8年6月30日

中山間地域・離島振興特別委員会資料

報告事項

- 1 令和7年度ツキノワグマ生息状況調査の結果について… 1

農 林 水 産 部

令和7年度ツキノワグマ生息状況調査の結果について

1. 調査の概要

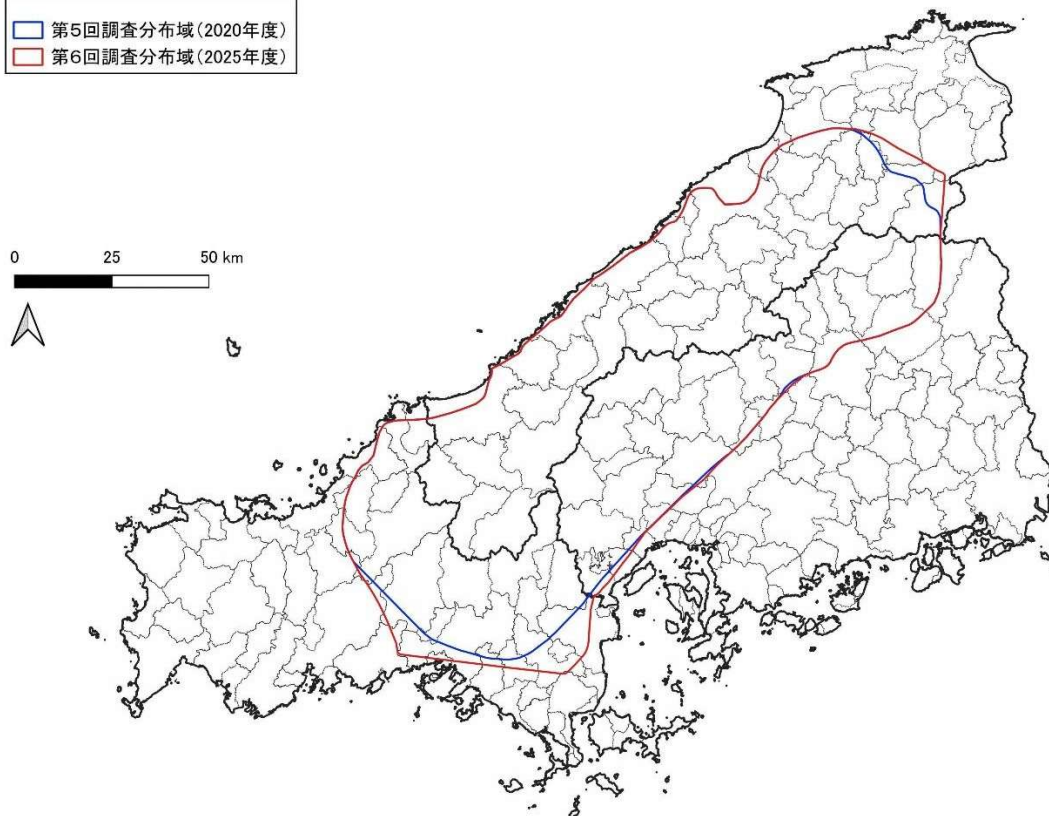
(1) 趣旨

- ・島根県内に生息するツキノワグマは、「西中国地域個体群」として、広島県・山口県と3県での「西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会」において個体群を管理
- ・3県は共同で5年ごと（特定鳥獣管理計画の始期の2年度前）に、生息状況調査を実施

(2) 調査結果

	今回調査（第6回：R7）	前回調査（第5回：R2）
推定生息数	690～1,290（中央値950）頭 ※R7.9月末	767～1,946（中央値1,307）頭 ※R2.9月末
分布域面積	約8,600km ²	約8,200km ²

■ 第5回調査分布域(2020年度)
■ 第6回調査分布域(2025年度)



2. 調査結果の取扱い

- ・今回調査結果（推定生息数及び分布域）については、3県協議会において有識者による専門的な評価・検証を行った上で、本年4月に改定された国の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）」を踏まえて、次期特定鳥獣管理計画（令和9年度～令和13年度）を策定

【参考】

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）」改定概要

○従来の「保護」を基本とした考え方から、「管理」へと方針を見直し

1. 保護管理ユニット（例：「西中国（島根県、広島県、山口県）」単位での個体群管理

保護管理ユニットの個体数水準	個体群管理の方針
個体数水準 1 【総個体数*】 150頭以下 (成獣個体数：100頭以下)	【目的：保護】 捕獲上限割合は3%以下。狩猟禁止・可能な限り非捕殺的対応を行う。
個体数水準 2 【総個体数】 150～600頭未満 (成獣個体数：100～400頭未満)	【目的：保護】 捕獲上限割合は5%以下。 【目的：管理】 捕獲上限割合は自然増加率以下。
個体数水準 3 【総個体数】 600～1,200頭程度 (成獣個体数：400～800頭程度)	【目的：管理】 個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する
個体数水準 4 【総個体数】 1,200頭以上 (成獣個体数：800頭以上)	【目的：管理】 個体数水準4を維持できる範囲、若しくは軋轢の低減に向けて必要な場合は個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する

※西中国ユニットの「総個体数」（成獣、亜成獣、幼獣の合計）については、今後の3県協議会における評価・検証の中で整理

2. ゾーニング管理

- ・「排除エリア」「管理強化エリア」「緩衝地帯」「コア生息地」の4区分で対策実施
- ・「排除エリア」と「管理強化エリア」は、県・市町村等で線引き設定
- ・軋轢の低減につながる目標個体数を設定し、「個体数管理」のための捕獲を「管理強化エリア」と「緩衝地帯」で実施

【前ガイドライン】

【ガイドライン改定版】

【島根県】 (特定計画)		【国】		「設定」…線引きするゾーン 「確保」…線引きの有無は必須ではなく概念や該当場所のイメージを関係者で共有するゾーン			
区分	区分	区分	目的	定義	区分の考え		
排除地域	排除地域	排除 エリア	人身被害等の発生や 経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン 市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む	設定		
	防除地域						
緩衝地帯	緩衝地帯	管理強化 エリア	クマの定着や排除 エリアへのクマの 侵入の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するために、積極的に対策（捕獲等・生息環境管理・被害防止対策）を実施するゾーン	設定		
		緩衝地帯	人間活動とクマの生息の両立	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン (※緩衝地帯の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能)	確保		
コア 生息地	コア 生息地	コア 生息地	クマにとって良好な 生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、クマにとって良好な生息環境を保全するゾーン (※コア生息地の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能)	確保		